

## 玉掛け業務従事者安全衛生教育 (再教育講習)開催のご案内

先般もご案内申し上げましたとおり、平成5年9月30日付けをもって労働安全衛生法の一部が改正され、新たに玉掛け業務従事者については、一定期間(当面5年毎)に安全衛生教育(再教育)が義務づけられるに至り32年が経ちました。

この改正に伴い、行政機関並びに関係各方面の方々の要請を受け、北海道労働局の登録機関である、当協会が標記講習会を実施し、再教育修了証を交付することと致しました。

つきましては、資格取得後既に5年を経過されている方、又は4年を経過し5年目を迎えられた方々を対象に、下記により再教育講習会を開催いたしますので、関係従業員の方々の受講について、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

**対象者** **令和 3年に玉掛け技能講習を修了された方及び再教育を受講されました方及び**  
**令和 3年以前に玉掛け技能講習を修了された方でまだ受講されていない方**  
災害防止のためにもご多用とは存じますが受講されますように特にお願い申し上げます。

### 記

- |   |      |        |                             |
|---|------|--------|-----------------------------|
| 1 | 開催日時 | (第4回目) | 令和 8年 1月20日(火) 9時00分～15時00分 |
|   |      | (第5回目) | 令和 8年 2月20日(金) 9時00分～15時00分 |
|   |      | (第6回目) | 令和 8年 3月19日(木) 9時00分～15時00分 |



- 2 会場 駅東市民広場 イベントホール赤れんが (岩見沢市有明町1番地7)

- 3 受講対象 ◎ 令和 3年以前に、玉掛け技能講習を修了された方。  
◎ 令和 3年以前に、玉掛け(再)教育講習を受講された方。  
(令和4年に受講された方も 4年を経過したこととなりますので、再教育の対象者となります。)

- |   |      |                  |                |
|---|------|------------------|----------------|
| 4 | 教育内容 | 1. 最近の玉掛け用具等の特徴  | 1 時間           |
|   |      | 2. 玉掛け用具の取扱と保守管理 | 2.5 時間         |
|   |      | 3. 災害事例及び関係法令    | 1.5 時間 (計 5時間) |

- |   |     |            |                            |
|---|-----|------------|----------------------------|
| 5 | 受講料 | <b>会 員</b> | <b>8,815円(受講料及びテキスト代含)</b> |
|   |     | <b>非会員</b> | <b>9,815円(受講料及びテキスト代含)</b> |

- 6 修了証 再教育修了者には、修了証を交付いたします。

- 7 申込方法 受講を希望される方は、別途受講申込書に6ヶ月以内に撮影した上身無帽の写真2枚と、玉掛け技能講習修了証の写し1枚(裏・表)を添えて現金又は、銀行振込みにてお申込み下さい。

- 8 申込先 〒 068-0021 岩見沢市1条西2丁目 岩専会館3階  
岩見沢労働基準協会  
電話 0126-24-3087 FAX 0126-24-2770

- 9 振込銀行 北海道銀行岩見沢支店 (普)0227569  
口座名 岩見沢労働基準協会 会長 工藤修二  
又は、現金書留にてご郵送下さい。

- 10 受付及び定員 受付は開始いたしております。 1講習 30名

※ 受講申込書及びご入金確認後、受講票を送付いたします。